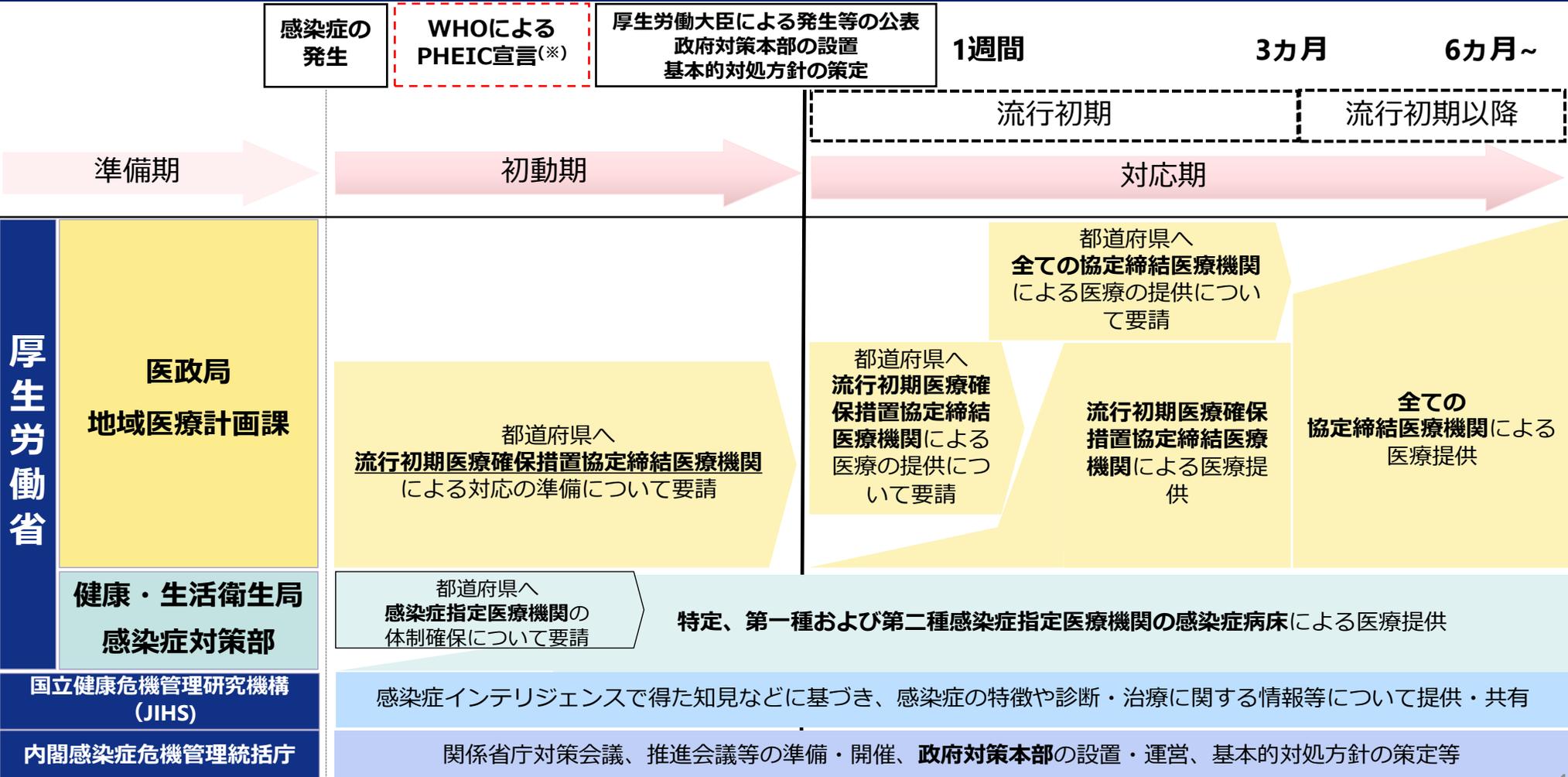


新興感染症発生・まん延時における厚生労働省医政局及び健康・生活衛生局感染症対策部並びに内閣感染症危機管理統括庁の動きの一部（医療提供体制関係）

新興感染症の対応として、まずは特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応する。厚生労働大臣による新興感染症の発生等の公表が行われた後の流行初期の一定期間(三箇月を基本)には、各都道府県知事による判断に基づき当該感染症指定医療機関以外の流行初期医療確保措置の対象となる医療措置協定を締結した医療機関も中心に対応する。当該一定期間の経過後は三箇月程度を目途に、順次速やかに、医療措置協定を締結した全ての医療機関で対応する。



(※)PHEIC; public health emergency of international concern 国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態。厚生労働大臣による発生等の公表と同宣言は前後しうる